

相生市の 自治基本条例を考える

なぜ自治基本条例なのか

新川達郎(同志社大学)

平成23年8月3日

はじめに

- なぜ「自治基本条例」なのか
- これからのまちづくりに必要なもの
- まちづくりの要素：地域資源、地域の元気、
- まちづくりの進め方：住民参加、住民組織、協働
- まちづくりの制度づくり：基本原則と各論を整える
- 地域の変化を先導するまちづくりへ

これまでの自治基本条例の先駆

- 大阪府箕面市まちづくり理念条例 1998年
- 北海道ニセコ町まちづくり基本条例 2000年
- 兵庫県生野町まちづくり基本条例 2002年
- 北海道行政基本条例 2002年
- 東京都杉並区自治基本条例 2002年
- 新潟県吉川町まちづくり基本条例 2003年
- 岩手県宮古市自治基本条例 2004年
- 神奈川県大和市自治基本条例 2004年
- 兵庫県伊丹市2005年 他

自治基本条例の制度と運用の原理

- 参加と協働によるまちづくり：参加と協働の制度と運用の実現
- 地方自治、住民自治の基本から：地方自治の基本ルールの確立と確認
- 地方自治体の基本的な規範を条例化する：自治基本条例へ

自治基本条例とは

- 地方自治体の最高位の条例:自治体の憲法
- 地方自治の基本的な理念や原則を定める
- まちづくりの理念や原則を定める
- 住民、長、議会の権利と義務を定める
- 他の条例や自治体運営、行政執行の基準となる
- 全国で20%以上の自治体が策定:まちづくり基本条例、自治基本条例など名称は様々

自治基本条例の構成

- 条例の理念、基本原則
- 市民の権利と義務
- 市の役割と責務
- 議会の責務
- 市民参加による自治体運営
- 市民と自治体の協働
- その他、自治体運営の原則

前文:自治基本条例が必要になる背景 地域社会を取り巻く環境変化

- 地域課題の変化:価値転換や多様化
- 社会のトレンド:高齢化、縮小社会、環境共生
- 地方制度改革:分権、合併、資源制約
- 地域の自主的自律的な運営確立へ

条例の理念と原則

- 自治基本条例の理念：
 - 住民自治、民主主義
 - 自治と分権
- 自治基本条例の基本原則：
 - 参加と協働、
 - 情報共有、
 - 透明性と説明責任の確保

条例の目的と理念の例：考え方

- 市民、議会、行政の役割と責務を定める
- 市政運営や市民（地域）活動による自治確立
- 市の自治に関する最高規範の理念
- 市民相互の人権尊重の理念
- 市民参画の理念
- 市民協働の理念：市民、議会、行政の協働

条例の原則の例

- 行動方針が従うべき基本:原則
- 市民参画の原則
- 市民協働の原則
- 情報共有の原則:市民、議会、行政の情報公開と共有

自治体運営の原則

- 民主的な行政
- 法律による行政
- 公平性、公正さ、
- 透明性、公開性
- 効率性、有効性、成果主義

市民の権利と責務、 議会・議員と行政の責務

- 参画と協働
- 情報共有
- 適正なサービス
- 議会・議員、市長、職員は適正な市政運営
- 市民は負担を分担

市民の権利と義務の内容

- 市民参加と協働の権利、
- 知る権利、
- サービスを受ける権利
- まちづくりの責務、
- 市民自身の学習の責務
- 負担の義務

市の役割と責務

- 市政運営の責務
- 市民参加の行政運営の責務
- 市民協働の行政運営の責務
- 情報共有、
- 説明責任、
- 応答責任、

議会の責務

- 住民の代表
- 重要な政策決定
- 行政の監視、
- 議会運営の透明
- 議会への市民参加
- 議員の責務

議員の役割

- 議員の調査、提案活動の努力義務
- 議会審議の責務:熟議と討議
- 議員の対住民説明責任

市民活動団体

- 地域活動、地域課題解決に向けた市民の努力義務
- 市民の活動参加と推進の努力義務
- 行政による市民への応援、情報提供など
- 議会による市民活動の尊重

市民参加の保障

- 市民参加による自治体運営:
- 参加の権利と機会の確保
- パブリックコメント
- パブリックインボルブメント
- 住民投票
- 公募型審議会

市民参画の規定例

- 市の基本的な計画における市民参画：市民参画の義務
- 市民参画の方法：公募委員、パブリックコメント、公聴会
- 市民参画機会の確保のための制度整備：新たな仕組みづくりへ
- 議会、執行機関への要望、意見等への適正な応答

まちづくり組織の整備

- まちづくり協議の原則
- まちづくり協議会の設置：権能、組織、財源
- 協議会運営の方針、手続き
- 協議会の役割、活動内容：まちづくりの実行組織

コミュニティ組織

- コミュニティ:市民の自主的組織であり、相互扶助により、安心で豊かな地域実現を目指す
- 市はコミュニティの地位活動を支援する義務
- 市民、議会、市長はコミュニティの役割を認め尊重する義務

協働によるまちづくり

- 市民と自治体の協働：協働の原則
- 市民相互、市民団体相互の協働
- 目標の共有、
- 相互の自律と立場の尊重
- 成果を共有できる協働
- 協働プロセスの公平、透明性、効率

情報の共有

- 情報公開と情報共有
- 議会、行政の情報公開と説明責任
- 市民間の情報交流
- 個人情報保護:個人情報の適正管理

住民投票

- 住民投票制度
- 具体的には別に定める
- 議会、市長における住民投票結果の尊重義務

条例の推進と見直し

- 条例の進行状況のチェック
- 条例運用上の問題チェック
- 推進と監視のための推進委員会設置
- 条例施行5年後の見直し規定:

自治基本条例制定の前提と手順

- 市民参加による条例づくり
- （条例制定の前提条件）
- 市民自身の権利義務にかかわる条例
- 市民自治の権利行使
- 市民参加型の制定過程：住民発案、討論
- 円卓会議型の市民参加；市政にかかわる多くの人々の参加、利害関係者の参加

自治基本条例に 市民がかかわる意義

- 市民自身が理解し活用できる条例作り:
- 市民参加型の制定過程で深まる理解と共感
- 市政にかかわる多くの人々の参加、
- 市民自身が利害関係者;
- 利害関係者の参加による調整: 政治的、経済的、社会的利害対立を顕在化させ議論、

自治基本条例の課題

- 自治基本条例は役に立つのか；
- 何のための条例化なのか
- 理念条例でよいのか；
- 政策条例にする必要性がるのか、またそうできるのか、
- 条例化は法的な権利義務の明定：宣言、権利義務の規定、変更の困難性
- 条例とする意義、法的な効果はあるのか：無ければつくる意味はないのか

市民参加の課題

- 市民参加で進める意義があるのか、また参加は進むか：市民の無関心、非参加、専門性の欠如、代表性のなさ
- 先行事例の工夫：情報共有、幅広い参加、十分な討論、市民による市民自身が理解し活用できる条例作り：市民参加型の制定過程づくり
- 市政にかかわる多くの人々の参加、利害関係者の参加と発案を工夫することができるか

自治基本条例は市民のもの

- 市民のものとしての条例と条例制定:まちづくりは市民による、市民のための、市民の活動
- 自治基本条例は「まちづくりは住民のもの」であることを保障する:
- 自治体の憲法は市民のもの